

現場説明書

1 工事名 逸見総合管理センター空調設備更新電気設備工事
2 監督員 技術部 浄水課

説明事項

1. 入札等に関する事項について

- (1) この工事の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、工事請負契約書又は工事請負請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の上下水道局契約規程によりその例によることとされている契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は工事場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

2. 契約の保証について

- 契約の保証 要 ~~不要~~
- 契約の保証を付す場合は、落札者は、契約書等の案を提出するとともに、次の各号のいずれかの書類を提示又は提出すること。ただし、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とすること。
- (1) 契約保証金の納付を証する領収書
- (2) 契約保証金に代わる担保としての国債又は地方債等
- (3) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、横須賀市上下水道事業管理者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証書
- (4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証証券
- (5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の証券

3. 前払金について

- 前払金 する ~~しない~~
- 前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

4. 中間前払金について

- 中間前払金 する ~~しない~~
- 中間前払金を受けようとする場合は、申請手続が必要なので、要件を満たした旨を申し出ること。

5. 部分払について

- 部分払 する(回以内) ~~しない~~

~~6. 継続事業に係る工事の各会計年度別支払限度額及び前払金について~~

- ~~(1) 継続事業に係る工事の各会計年度における請負代金額の支払限度額及び前払金の上限割合は、次のとおりである。~~

会計年度	支払限度額 ＝(請負代金額に対する割合)	前払金の上限
初年度(<u> </u> 年度)	 <u> </u> %	支払限度額 <u> </u> 請負代金額 の <u> </u> %
第2年度(<u> </u> 年度)	 <u> </u> %	支払限度額 <u> </u> 請負代金額 の <u> </u> %
第3年度(<u> </u> 年度)	 <u> </u> %	支払限度額 <u> </u> 請負代金額 の <u> </u> %

- ~~(2) 各会計年度における請負代金額の支払限度額は、請負者決定後工事請負契約書を作成するまでに請負者に通知する。~~

7. 契約に関する事項について

(1) 設計図書関係

- ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
- イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、請負者の責任において定めること。
- ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあつては、別冊とすること。

(2) 提出書類関係

- | | |
|------------------|---|
| ア 請負代金内訳書 | 要提出(契約締結後7日以内)
提出不要 |
| イ 工 程 表 | 要提出(契約締結後7日以内)
提出不要 |
| ウ 着 手 届 | 着手後5日以内に提出すること。 |
| エ 現場代理人及び主任技術者等届 | 契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。 |
| オ 下請負関係書類 | 下請負を発注の都度、下記書類の写しを提出すること。 <ul style="list-style-type: none">・施工体制台帳・施工体系図・再下請負通知書（再下請負の発注がある場合） |
| カ 直 営 工 事 届 | 下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。 |

(3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

(4) 支給材料、貸与品関係

- | | | |
|-----------|---------------|----|
| ア 支 給 材 料 | あり | なし |
| イ 貸 与 品 | あり | なし |

(5) 条件変更等の関係

工事の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

(6) 設計変更等の関係

必要により工事内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により工事内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、工期の末に行う。

(7) 部分引渡し関係

- | | | |
|-----------|---------------|----|
| 部分引渡し指定部分 | あり | なし |
|-----------|---------------|----|

(8) 火災保険等の関係

- | | | |
|-----------------|---------------|----|
| 火災保険その他の保険の付保条件 | あり | なし |
|-----------------|---------------|----|

8. 現場代理人の常駐義務について

請負代金額が 500 万円以上の工事について現場代理人は常駐とするが、横須賀市ホームページ > 市政情報 > 入札・契約制度 > 入札制度（工事）において、重複配置の特例がある場合は兼務することができる。

9. コリンズの登録について

請負者は、受注時又は変更時及びしゅん工時において請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、そのデータを直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) しゅん工時登録データの提出期限は、しゅん工後10日以内とする。
- (3) 施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時としゅん工までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

10. 建設業退職金共済制度への加入について

- (1) 請負者は、建設業退職金共済制度(以下「建退共制度」という。)に加入するとともに、その対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- (2) 証紙購入状況等を把握するため、当初工事請負契約代金額が500万円以上の場合は、別に定める「建設業退職金共済関係提出書」(第1号様式(建退共))及び「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」(第3号様式(建退共))を工事しゅん工時に、「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」(第2号様式(建退共))を工事請負契約締結後1箇月以内に監督員へ提出すること。

共済証紙を購入した場合は、「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」(第2号様式(建退共))に掛金収納書(以下「収納書」という)を添付すること。

なお、当初工事請負契約金額が500万円未満の場合においても本市が証紙購入状況を把握する必要があると認めるときは、関係資料の提出を求める場合がある。

- (3) 正当な理由がなく建退共制度に加入せず、又は証紙の購入若しくは貼付が不十分な請負者は、工事成績評定において考慮される事となる。
- (4) 下請契約における請負者に対してこの制度の趣旨を説明し、掛金相当額を請負代金中に算入するか、又は共済証紙の現物交付をすることにより、建退共制度加入並びに証紙の購入及び貼付の促進に努めること。
- (5) 前号における請負者の規模が小さく、管理事務の処理面で万全でない場合は、元請負者に建退共制度加入手続及び建退共制度関係事務の処理を委託する方法もあるので、元請負者は積極的に受託するよう努めること。
- (6) 請負者は、工事現場に建退共制度適用事業主の工事現場であることを明示する標識を掲示すること。

11. 施工計画書の提出について

(1) 施工計画書の作成

請負者は、契約後監督員の指示に従って施工計画書を作成し、工事着手までに提出すること。ただし、次のいずれかに該当する工事については、施工計画書の記載内容を一部省略することができる。

- ア 当初請負代金額が 1,000 万円未満かつ当初工期が 90 日以下の工事
- イ 契約後、直ちに現場着手を要する等の緊急工事

(2) 施工計画書の記載項目

施工計画書記載項目は、横須賀市ホームページ > 市政情報 > 契約・検査>検査・工事積算情報>検査情報に記載（施工計画書について）のとおりとする。ただし、請負者は、施工計画書の一部を省略した工事で、監督員が必要と指示した記載項目については追加すること。

(3) 計画工程表の作成

請負者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。

(4) 実施工程との比較照査

請負者は、工事施工中において、問題が発生した場合又は計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに監督員へ報告すること。

12. ワンデーレスポンスの取り組みについて

- (1) 本市では、請負者からの質問、協議に対して、基本的に「その日のうち」に回答するよう、ワンデーレスポンスに取り組んでいる。

なお、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを請負者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。

- (2) 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、請負者は協力すること。

13. 中間及び抜打ち状況調査の実施について

中間状況調査又は抜打ち状況調査は、検査員が随時行う。この場合、請負者は調査に協力しなければならない。

14. 下請負者について

- (1) 下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。
- (2) 下請契約を締結する際は、当該下請負者に対して法定福利費の内訳が明示された国の標準見積書等の提出を指導するとともに、提出された場合は尊重し、適切な法定福利費を含んだ契約を締結すること。

15. 一括下請けの禁止について

請負者は、本工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

16. 技術的事項について（別紙）

施工条件明示事項

工事名 逸見総合管理センター空調設備更新電気設備工事

- 当該工事の施工条件明示事項欄の、下記表□内黒塗り部分が作業に当って、特に制約を受けることになるので明示する。
又、明示されていない事項で請負者が、施工条件に該当すると思われる場合には、その都度監督員と協議すること。
- 明示事項内容及び参考欄の内、参考と記載している箇所は見積り参考数値で、作業制約条件ではない。

明示項目	明 示 事 項	明示事項内容及び参考
■ 工程関係	☒ 他の工事の開始又は完了の時期による影響	下記の工事等と競合する。 ・逸見総合管理センター空調設備更新工事(工期:令和9年6月18日)
	☒ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限 (準備工期の設定等)	上下水道局職員の執務室(水道管路課事務室、下水道管渠課事務室、浄水課事務室及び水道施設課事務室)は土日夜間等、開庁時間外で施工すること。なお、開庁時間は平日8:30～17:15とする。
	☐ 関係機関等との協議の未成立	
	☐ 関係機関等との協議条件による影響	
	☐ 地下埋設物、埋蔵文化財等の事前調査及び移設期間	
	☐ 設計上、見込んでいる休日日数等以外の作業不能日数	
□ 用地関係	☐ 工事用地等の未処理部分	
	☐ 工事用仮設道路・資機材置き場の民有地等の借地	
	☐ 発注者が借り上げた土地の使用	
	☐ 工事用地等の使用終了後における復旧内容	
□ 周辺環境関係 (公害・排水等)	☐ 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)対策	
	☐ 水替え・流入防止施設	
	☐ 濁水、湧水等の処理対策	
	☐ 事業損失防止関係	
□ 安全対策関係	☐ 交通安全施設等の指定	
	☐ 近接工事での施工方法、作業時間等の制限	
	☐ 落石、土砂崩落等に対する防護施設	
	☐ 交通誘導警備員、警戒船等の保安設備、保安要員の配置	
	☐ 有毒ガス及び酸素欠乏等の換気設備等対策	

明示項目	明 示 事 項	明示事項内容及び参考
□ 工事関係	☐ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等の制限	
	☐ 搬入路の使用申中及び使用後の処置	
	☐ 仮設道路の設置	
	☐ 一般道路の占用	
□ 仮設備関係	☐ 仮設物(仮土留、足場等)の他工事への転用若しくは兼用	
	☐ 仮設備の構造及び施工方法の指定	
	☐ 仮設備の設計条件の指定	
■ 建設副産物関係	☐ 残土の受け入れ及び仮置き場所までの距離、時間等の処分条件	
	☐ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化	
	■ 建設副産物及び建設廃棄物の処理	1) 設計図書のとおりとし、受入条件については受入先条件による。
□ 薬液関係	☐ 薬液注入工法の施工	
	☐ 周辺環境への調査	
□ 工事物支障等	☐ 占有物件の有無及び占有物件等による工事支障物の存在	
	☐ 地上、地下等の占有物件工事との重複施工	
■ その他	☐ 工事用資機材の保管及び仮置き	
	■ 工事現場発成品	1) 設計図書に基づき、適切な処分を行うこと。
	☐ 支給材料及び貸与品	
	☐ 関係機関・自治体等との近接工事協議に係る条件等	
	☐ 架設工法の指定	
	☐ 工事用水、電力等の指定	
	☐ 新技術・新工法・特許工法の指定	
	☐ 部分使用	
	☐ 給水の必要	
	☐ 電子納品対象工事特記仕様書	
	■ その他	配管配線等の布設に際しては、前述競合工事で設置予定の空調室外機コンクリート基礎、冷媒管等支持ブロックへの取り付け及び仮設足場等の使用について必要に応じて協議すること。

逸見総合管理センター空調設備更新電気設備工事 特記仕様書

本工事の仕様は、この特記仕様書に定められたもののほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）－令和7年版－」及び「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）－令和7年版－」の定めによるものとする。また、これによりがたいものは当局水道工事共通仕様書及び施工技術書の定めによるものとする。

1 工事概要

本工事は、別途機械設備工事による空調設備の更新に伴い、電気設備を更新するものである。

2 工事場所

逸見総合管理センター 横須賀市西逸見町2丁目10番地

3 工事内容

(1) 電灯分電盤	1面
(2) 漏電遮断器	2台
(3) LED照明器具	6台
(4) 配管配線	1式

4 その他

- (1) 詳細仕様等は、打合せ及び承諾図により決定する。
- (2) 工事工程について監督員と十分に協議すること。
- (3) 本工事で発生した撤去品等は、請負者処分とし、マニフェストの写しを提出すること。
- (4) 完成図書は金文字黒表紙とし、2部作成する。また、PDFファイルとして電子媒体で提出すること。
- (5) しゅん工図は、印刷物のほか、dwg形式で変換できるファイルを電子媒体で提出すること。
- (6) 工事コストの表示について
 - ア 当初工事請負額1000万円以上の工事を対象とする。
 - イ 工事請負額の表示は、工事現場に設置する「工事看板」に表示する。
 - ウ 表示金額は、万円単位など分かりやすい単位とする。
- (7) グリーン物品購入及び環境配慮について

この工事を施工するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で請負代金に物品等の購入費用が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等を調達願いたい。

(上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)

本市は、独自の環境マネジメントシステム（YES）により事務事業の環境負荷低減に努めているので、請負者においてもできる限り環境に配慮した取組を実施されたい。なお、

石綿が含有する資材を使用しないこと。

(8) 保証期間

保証期間は、しゅん工検査合格の日より2年間とする。請負者は、保証期間内に発生した故障については、無償で修理すること。

(9) 健康診断（検便）

水源地・浄水場・配水池等において作業する次の各号いずれかに該当する者は、水道法第21条及び水道法施行規則第16条に基づき、検便検査を行い作業開始前にその検査報告書を監督員へ提出すること。検査項目は、赤痢菌・腸チフス菌・パラチフス菌・腸管出血性大腸菌（O-157）とし、報告書には、氏名・成績・検査日及び検査機関名を記載すること。また、検査結果の有効期限はおおむね1年とし、期間が過ぎた場合は再度検査を実施し、検査結果を監督員に提出すること。

ア 水工程に直接触れて作業する者

イ 水工程に直接触れないが、おおむね1週間程度連続して作業する者

ウ 6か月を超えて従事する者

継続して従事する場合は、有効期間満了前に再検査を実施し、作業に従事する期間中は有効な検査結果を保持すること。また、再検査の結果は、取得後速やかに監督員に提出すること。

腸管出血性大腸菌（O-157等）感染症やノロウイルス感染症が流行した場合、又はその他の対象感染症が流行する地域へ渡航した者が従事する場合は、受注者は従事者本人（必要に応じて同居者を含む。）について発熱・下痢等の有無を確認すること。発熱・下痢等の症状が見られる場合は、速やかに監督員に報告し、臨時の健康診断の要否等について協議すること。

(10) 工事記録写真

撮影表示板には、工事名、年月日、工事場所、工事内容、請負者を記載する。

(11) 建設副産物実態調査の作業手順（元請業者が行う）について

別途添付の「建設副産物実態調査に係る特記仕様書」を参照とする。

(12) 設備機器等の固定は、耐震クラスSにより施工すること。

(13) 石綿障害予防規則及び大気汚染防止法に基づき、施工部分について石綿含有の有無の事前調査を行うこと。

(14) 社会情勢の変化による物品調達が困難な場合、工期については別途監督員と協議し延長できるものとする。

(15) 本工事で特に制約を受ける項目を以下に記す。

ア 下記の工事と競合する。

（ア）逸見総合管理センター空調設備更新工事（工期：令和9年6月18日）

イ 配管配線等の布設に際しては、前述（ア）工事で設置予定の空調室外機コンクリート基礎、冷媒管等支持ブロックへの取り付け及び仮設足場等の使用について必要に応じて協議すること。

ウ 上下水道局職員の執務室（水道管路課事務室、下水道管渠課事務室、浄水課事務室及び水道施設課事務室）は土日夜間等、開庁時間外で施工すること。なお、開庁時間は平

日 8:30～17:15 とする。

以上

建設副産物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書

本特記仕様書は、建設副産物についての取扱い及び建設副産物実態調査に関する事項を定めるものであり、横須賀市が発注する工事に適用する。

I. 総則

1 用語の定義

本特記仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 土木建築に関する工事をいう。
- (2) 建設副産物 建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
- (3) 建設廃棄物 建設副産物のうち廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものをいう。
- (4) 建設資材 土木建築に関する工事に使用する資材をいう。
- (5) 建設資材廃棄物 建設資材が廃棄物処理法上の廃棄物となったものをいう。
- (6) 建築物等 建築物その他の工作物をいう。
- (7) 解体工事 建築物にあっては、当該建築物のうち構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事をいい、建築物以外の工作物にあっては、当該工作物の全部又は一部を取り壊す工事をいう。
- (8) 新築工事等 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事をいう。
- (9) 分別解体等
 - ア 解体工事の場合は、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為をいう。
 - イ 新築工事等の場合は、当該工事に伴い副次的に生じる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為をいう。
- (10) 再資源化
 - ア 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分(再生することを含む)に該当するもので次に掲げる行為をいう。
 - イ 資材又は原材料として利用することができる状態にすること。
 - イ 燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にすること。
- (11) 対象建設工事 建設リサイクル法に規定する対象建設工事をいう。
- (12) 建設発生木材等 建設工事(工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。)に伴って副次的に得られた解体木くず、伐木材、伐根材その他の木材が廃棄物になったものをいう。
- (13) 建設リサイクル資材 「神奈川県県土整備局公共工事グリーン購入調達基準」の別表第7に定める認定対象品目の資材をいう。
- (14) 再生資源利用促進計画(実施)書 資源有効利用促進法に規定する再生資源利用促進計画(実施状況)をいう。
- (15) 再生資源利用計画(実施)書 資源有効利用促進法に規定する再生資源利用計画(実施状況)をいう。

II. 建設副産物適正処理・再資源化に関する事項

工事の施工等にあたっては、まず建設副産物の発生抑制に努め、発生したものについては再使用、再生利用を徹底し、そして熱回収が可能なものは熱回収を行うことを基本として取り組むこととし、このための施工方法及び建設資材の選択等については積極的に提案すること。

1 施工前に取り組む事項

建設副産物の発生抑制、分別解体等、再資源化等の中心的役割を担う者として、建設業法、建設リサイクル法その他の法令を遵守するとともに、発注者との連絡調整、管理及び施工体制の整備等を行うこと。

《管理及び施工体制の整備》

- (1) 工事現場における建設副産物対策の責任者を明確にし、廃棄物処理計画の作成に努めること。
- (2) 請負代金の額が100万円以上(税込)の場合には、次の事項を行うこと。
 - ア 次項Ⅲ. に基づき建設副産物情報交換システムに工事情報を登録すること。
 - イ 建設副産物情報交換システムから出力する等をして、「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を作成し、施工計画書に添付するとともに、監督員に提出して説明すること。
 - ウ 上記イで作成した内容に変更が生じたときは、速やかに再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書を変更し、その変更内容を監督員に速やかに報告すること。
 - エ 再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書は、公衆の見えやすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。
- (3) 体積が500m³以上ある建設発生土を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合には、資源有効利用促進法に規定する「確認結果票」を作成し、上記イ、ウ及びエと同様に行うこと。
- (4) 対象建設工事においては、契約前に発注者に提出した「説明書」を施工計画書に添付すること。
- (5) 再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書及び廃棄物処理計画等の内容については、現場担当者の教育、協力業者に対する周知徹底と明確な指導を行うこと。

《下請契約》

- (6) 工事の一部を下請発注し、生じた建設廃棄物を処理委託する場合は個別に直接処理委託の契約をすること。
- (7) 分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担に努めること。
- (8) 対象建設工事にあつては、発注者に提出した「説明書」の内容を下請負人に告げるとともに、分別解体等の計画等に沿った施工、特定建設資材廃棄物の再資源化について指導を徹底すること。
- (9) 対象建設工事の下請契約には、建設業法による事項の他、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を記載すること。
- (10) 解体工事を下請けさせる場合は、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る許可業者又は、建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録業者に発注すること。
ただし、解体工事業登録業者は請け負うことができる工事の規模に制限があるので注意すること。

《事前調査等》

- (11) 対象建設工事においては、建設工事の着手に先立ち対象建築物等及びその周辺の状況、作業場所の状況、搬出経路の状況、残存物品の有無、付着物の有無等の調査を行うこと。
- (12) 調査結果に基づき、作業場所及び搬出経路の確保、残存物品の搬出や付着物の除去など適正な工事を実施するための措置を講ずること。

《再生品の利用》

- (13) 建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材については、利用用途に応じた品質等を考慮した上で、次の事例を参考とし、可能な限り利用すること。

ア 道路等の舗装の路盤材、建築物の砂利・砂・割り石等の材料は、原則として、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づく神奈川県県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場から再生砕石等を調達すること。ただし、再生砂(RC-10)の利用に当たっては、製造者側から試験結果報告書を入手し六価クロムに係る環境基準の適合確認をした上で、監督員に報告書を提出し、確認を受けることとする。

なお、請け負った工事において再生砕石等を使用する場合は、上記要領に基づき、購入先その他の建設リサイクル資材の利用に関する内容(再生資源利用計画書)を記載した施工計画書に当該指定工場の材料試験成績書を添えて、監督員に提出すること。

イ 建築工事の内装材等及び道路舗装材には、「工事における「環境に配慮した公共工事の推進」に関する特記仕様書」を参考に、パーティクルボードや再生加熱アスファルト混合物等の利用に努めること。

ウ この他、コンクリート型枠材としてのパーティクルボード(ストランドボード)等エンジニアードウッドの利用、法面の緑化材、雑草防止材等としての再生木質マルチング材等の利用を積極的に提案すること。

2 施工に関する事項

分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法、労働安全衛生法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例等関係法令の遵守を徹底するとともに、アスベスト、CCA処理木材、フロン類、非飛散性アスベスト、PCB等の取扱いには十分注意し、有害物質等の発生抑制及び周辺環境への影響の防止を図ること。

《発生抑制》

- (1) 端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択等について、次の事例を参考にして、積極的な提案を行うこと。

ア 解体時において再使用が容易に行える施工方法の採用

イ 耐久性の高い建築物等の建築等

ウ 使用済コンクリート型枠の再使用

エ コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の現場内破砕による路盤材等への再生利用

オ 建設汚泥の現場内での脱水、固化等による盛土材等への再生利用

《分別解体等》

- (2) 建設業者にあつては主任技術者(監理技術者)、解体工事業登録業者にあつては技術管理者を設置するとともに、工事の現場に標識を掲げること。

- (3) 建設副産物を、次の区分に留意して、種類ごとに分別しつつ工事を施工するよう努めること。

ア 建設廃棄物と建設発生土

イ 一般廃棄物(飲料の空缶や弁当がら、刈草等)と産業廃棄物(伐木材・伐根材等)

ウ 特別管理産業廃棄物(飛散性アスベスト廃棄物等)と再資源化できる産業廃棄物

エ 安定型産業廃棄物(がれき類、廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、ゴムくず等)と管理型産業廃棄物(燃え殻、木くず、廃石膏ボード等)

- (4) 対象建設工事においては、分別解体等の計画等に定める、工事工程の順序、当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法により、現場において、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等をその種類ごとに確実に分別しつつ施工すること。

《再資源化等》

- (5) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等、建設発生土は、再生資源利用促進計画書に基づき、再資源化施設等に搬出するとともに、再生資源の活用に努めること。(再生資源利用促進計画書については、Ⅲ.を参照)
- (6) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は、原則として神奈川県県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場へ搬出すること。
その際には、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づき、搬出先その他のコンクリート塊等の再資源化に関する内容(再生資源利用促進計画書)を記載した施工計画書を監督員に提出するなど、所定の手続きを取ることに。
- (7) 建設発生木材等は、原則として神奈川県県土整備局の指定事業者の指定施設へ搬出すること。
その際には、「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」に基づき、搬出先その他の建設発生木材等の再資源化に関する内容(再生資源利用促進計画書)を記載した施工計画書を監督員に提出するなど、所定の手続きを取ることに。
- (8) 体積が500m³以上ある土砂を搬入した場合には、速やかに資源有効利用促進法に規定する「受領書」を搬入元の元請業者等に交付すること。
- (9) その他の建設廃棄物(特定建設資材廃棄物以外の廃棄物、対象建設工事でない工事による建設廃棄物)についても、可能な限り分別解体等を実施し、再資源化等に努めること。

《適正処理》

- (10) 廃棄物を処理する場合には、元請業者は、排出事業者として自らの責任において、廃棄物処理法等関係法令に基づき、可能な限り現場で減量化した後に適正に処理すること。
- (11) 廃棄物の処理を委託する場合には次の事項に留意すること。
 - ア 運搬と処分についてそれぞれの許可業者と各々委託契約すること。また、吹き付けアスベスト除去工事等に伴い発生する飛散性アスベスト廃棄物等の特別管理産業廃棄物はその専門業者に委託すること。
 - イ 適正な委託契約を行わない状況で、受託者が不法投棄等を行った時には、委託基準違反として委託者にも責任が及ぶことになるため、適正な委託費用をもって適切な委託契約を行い、併せて契約内容を確実に履行するよう関係者を指導監督すること。
 - ウ 産業廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付し、最終処分(再生を含む。)が完了したことを確認すること。

3 施工の完了後に行う事項

- (1) 再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書を作成した工事にあつては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)と照合した上で実施状況を記録し、建設副産物情報交換システムから出力する等をして、「再生資源利用促進実施書」及び「再生資源利用実施書」を作成し、監督員に提出するとともに、その内容を報告すること。
- (2) 再生資源利用促進計画(実施)書、再生資源利用計画(実施)書及び確認結果票は、5年間保存すること。
- (3) 対象建設工事においては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)と照合して、特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したことを確認したときは、速やかに「再資源化等報告書」を発注者に提出するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存すること。
- (4) 次項Ⅲ.に基づき建設副産物情報交換システムに工事情報を登録した場合は、上記(3)の建設リサイクル法に基づく再資源化等報告書は監督員に提出されたものとみなす。

上記(1)から(4)の書類は、完成検査時の確認事項とするので、契約工期内に提出等すること。

(参 考)

- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)(令和7年6月1日改正)(建設リサイクル法)
- 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針(平成13年1月17日 農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号)
- 神奈川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針(平成14年5月28日 神奈川県告示第366号)
- 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)(令和5年4月1日改正)(ラージリサイクル法)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(令和7年6月1日改正)(廃棄物処理法)
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)(令和3年9月1日改正)(グリーン購入法)
- 建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月30日改正)

Ⅲ. 建設副産物実態調査に関する事項

現場から発生する建設副産物についての発生量および再生資源利用量の実態把握について定める。

- 1 元請業者は、建設資材利用量の大小や有無及び建設副産物発生量・搬出量の大小や有無にかかわらず、当該年度に終了した最終請負額が100万円以上(税込)の工事は、次項の建設副産物実態調査作業手順にもとづき調査データを提出するものとする。ただし、複数年度にまたがる債務工事等の工事額は、当該年度の年割り額を記入し、工事内容は当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量のみを記入する。

本調査の対象品目は、表1の通りである。

表1 調査対象品目

対象	調査対象品目	備考
搬入する建設資材	コンクリート	
	コンクリート及び鉄から成る建設資材	
	木材	
	アスファルト・コンクリート	
	土砂	
	碎石	
	塩化ビニル管・継手	
	石膏ボード	
	その他の建設資材	
搬出する建設副産物	コンクリート塊	
	建設発生木材A(柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの)	建設発生木材等のうち、解体木くず、新築端材木くず等が該当する。
	アスファルト・コンクリート塊	
	その他がれき類	
	建設発生木材B(立木、除根材などが廃棄物となったもの)	建設発生木材等のうち、建設工事(工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。)に伴って副次的に得られる伐木材、伐根材が該当する。
	建設汚泥	
	混合状態の廃棄物(建設混合廃棄物)	現場へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものとみなす。
	金属くず	
	廃塩化ビニル管・継手	
	廃プラスチック(廃塩化ビニル管・継手を除く)	
	廃石膏ボード	
	紙くず	
	アスベスト(飛散性)	
	その他の分別された廃棄物	
	第一種～第四種建設発生土及び浚渫土(建設汚泥を除く)	

2 建設副産物実態調査のコブリス・プラスの作業手順は、次のとおりとし、元請業者が行うものとする。

- (1) 一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページ

<http://fkplus.jacic.or.jp/>

から建設副産物情報交換システム(コブリス・プラス)にログインする。

システムの操作方法については、「トップページ」内の「コブリス・プラスでできること(動画)」、「コブリス・プラスの使い方」ページ内の「民間企業の方へ」「■工事の受注者の方へ」(1)及び、「■受注者向け(動画)」を参照する。

- (2) 当初契約時点でのデータを入力する。データ入力の際、データチェック結果にて「確認が必要な事項」がある場合は、修正の要否を確認し、修正が完了したデータをコブリス・プラス上で監督員へ提出する。(監督員からコブリス・プラスで修正指示がある場合(提出状況欄が「問い合わせあり」の場合)は修正登録をする。)
- (3) 「再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書のダウンロード」から、当該様式(計画)を印刷し、監督員に提出する。
- (4) 工事完成時に実施書(最終データに修正)に書き換える。データチェック結果にて「確認が必要な事項」がある場合は、修正の要否を確認し、修正が完了したデータをコブリス・プラス上で監督員へ提出する。(監督員からコブリス・プラスで修正指示がある場合(提出状況欄が「問い合わせあり」の場合)は修正登録をする。)
- (5) 「再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書のダウンロード」から、当該様式(実施)を印刷し、監督員に提出する。
- (6) 工事検索画面から当該工事を検索し、「データ登録済み確認書」を印刷し、修正を要するエラーが出ていないことを確認の上、監督員に提出する。

3 データ入力上の留意点

- (1) 建設発生土の搬出がある場合は、「特記仕様書(11 公共建設発生土処理に係る指定処分について)」又は「公共建設発生土処理に係る特記仕様書(長坂受入受入地)」を参照すること。
- (2) チェック結果及び「データ登録済み確認書」のチェック結果で確認が必要な事項に下記の項目がある場合は修正する。

11.レンジオーバー

(発生箇所:工事概要)

請負金額の単位が「万円」であることを再確認し、桁間違いをしていないか確認のうえ、修正登録。

20.現場内不整合

(発生箇所:様式1土砂、様式2建設発生土)

「様式1の土砂(現場内利用量)」=「様式2の建設発生土(現場内利用量)」となるように修正登録。

(発生箇所:様式1碎石、様式2コンクリート、アスファルト・コンクリート)

「様式1の碎石(現場内利用量)」=「様式2のコンクリート、アスファルト・コンクリート(現場内利用量)」となるように単位換算をした数値で修正登録。

24.リサイクル率対象外

(発生箇所:様式2コンクリート、様式2アスファルト・コンクリート)

原則として、搬出先は神奈川県県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場(再資源化工場)となるため修正登録。

(発生箇所:様式2建設発生木材A、B)

原則として、搬出先は神奈川県県土整備局の指定事業者の指定施設(再資源化施設)となるため修正登録。

(発生箇所:様式2建設発生土(第一種～第四種、浚渫土))

原則として、搬出先は神奈川県指定受入地となるため修正登録。

週休２日確保工事（発注者指定型）に関する特記仕様書

週休２日確保工事について

- 1 本工事は、「週休２日確保工事实施要領（建築工事・建築設備工事）」に基づき実施するものとする。
- 2 本工事は、「発注者指定型」で実施する。
- 3 実施要領や提出書類等は、下記のホームページを確認すること。

横須賀市ホームページ＞総合案内＞市政情報＞契約・検査＞各部局の工事積算情報

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/5510/koujitousekisann.html>

単価及び共通費等に関する事項

1 単価等の採用根拠について

内訳書に掲載の単価等の採用根拠は、以下のとおりです。

A	建築工事標準市場単価表[建築・電気設備・機械設備]	非公開
	建築改修工事標準市場単価表[建築・電気設備・機械設備]	
	※上記単価表の単価は下記の歩掛等により作成 公共建築工事標準単価積算基準 公共建築工事積算基準等資料 公共建築工事積算研究会参考歩掛り 営繕積算システム等開発利用協議会参考資料 営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り	
	B 土木工事資材等単価表（神奈川県）	
	C 建設物価、積算資料の2誌平均値による複合単価 建築施工単価・建築コスト情報との2誌平均値	
D	カタログ価格による複合単価	数量内訳書 見積単価等情報 にて公開
	見積り及び見積りによる複合単価	
	市独自単価一覧表（土木工事編）	
	工事が少量、僅少等の場合において補正を行ったA、BまたはCの単価	

- (1) Aの単価については、公表されている歩掛と刊行物に掲載の単価との複合単価であり、(一財)経済調査会及び(一財)建設物価調査会に著作権があるため、非公開とします。
なお、Aの単価を作成する際に使用している刊行物の採用月は、原則として単価表の適用月前月です。
- (2) Bの単価については、神奈川県HP（土木工事資材等単価表について）に掲載しています。
神奈川県HP:<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4317/p12744.html>
- (3) Cの単価については、一般に公表されている、または上下水道局技術部浄水課が独自に調査した材料価格以外の刊行物による単価であり、(一財)経済調査会及び(一財)建設物価調査会に著作権があるため非公開とします。
- (4) 単価の採用根拠についての内容に関する質疑等は、原則受け付けません。

2 単価世代及び共通費算定の根拠について

- (1) 建築工事標準市場単価表等は、令和8年7月1日単価を採用しています。

~~—(2) 建築工事主要資材単価表は、令和8年7月1日単価を採用しています。—~~

- (3) 共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いる工期Tは、8.0か月とします。
- (4) 共通仮設費率及び現場管理費率の算定式は、改修を採用しています。
- (5) 改修工事における積算上の区分は、執務並行改修としています。
- (6) 建設物価及び積算資料は、令和8年9月号の単価を採用しています。

3 その他

- (1) 工事価格は、原則として有効桁を上位4桁としています。ただし、一千万円未満の場合は、一万円単位としています。

逸見総合管理センター空調設備更新電気設備工事
工事費内訳

1

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
電気設備工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
発生残材額	1	式		
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

[illegible]

[illegible]

[illegible]

電気設備工事 科目別内訳

[illegible]

逸見総合管理センター空調設備更新電気設備工事
電気設備工事 中科目別内訳

6

電気設備工事					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 額	備 考
電気設備	電気設備	1	式		
計					

電気設備工事 中科目別内訳

7

処分費					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 額	備 考
発生材処理	電気設備	1	式		
計					

逸見総合管理センター空調設備更新電気設備工事
電気設備工事 細目別内訳

8

電気設備工事		電気設備		電気設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
電灯分電盤 LA-1	屋内壁掛形 鋼板製 主幹 MCCB3P 100AF/75AT 分岐 ELCB2P 50AF/20AT×12		面			
LED照明器具	コーナライト40形 3000lm程度		個			
漏電遮断器	ELCB2P 50AF/20AT		個			
漏電遮断器	ELCB3P 50AF/30AT		個			
火災報知 立会検査	P型I級		1 工事			
配管配線		1	式			
EM-EEFケーブル		1	式			
EM-CEケーブル		1	式			
EM-CETケーブル		1	式			
EM-FPCケーブル		1	式			
メタルモール		1	式			
ボックス類		1	式			
配線器具		1	式			
電動機結線		1	式			
はつり工事		1	式			

電気設備工事 細目別内訳

9

[illegible]

[illegible]

数 量 内 訳 書 見積単価等情報

*この数量内訳書の数量は、参考数量です。入札者は独自に積算し入札してください。

*金額に関する疑義等は原則受け付けません。

逸見総合管理センター空調設備更新電気設備工事
工事費内訳

1

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
電気設備工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
発生残材額	1	式		
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

[illegible]

[illegible]

[illegible]

電気設備工事 科目別内訳

[illegible]

[illegible]

電氣設備工事 中科目別内訳

[illegible]

逸見総合管理センター空調設備更新電気設備工事
電気設備工事 細目別内訳

8

電気設備工事		電気設備		電気設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
電灯分電盤 LA-1	屋内壁掛形 銅板製 主幹 MCCB3P 100AF/75AT 分岐 ELCB2P 50AF/20AT×12	1	面			
LED照明器具	コーナライト40形 3000lm程度	6	個			
漏電遮断器	ELCB2P 50AF/20AT	1	個			
漏電遮断器	ELCB3P 50AF/30AT	1	個			
火災報知 立会検査	P型1級	1	1 工事			
配管配線		1	式			別紙 00-0001
EM-EEFケーブル		1	式			別紙 00-0002
EM-CEケーブル		1	式			別紙 00-0003
EM-CETケーブル		1	式			別紙 00-0004
EM-FPCケーブル		1	式			別紙 00-0005
メタルモール		1	式			別紙 00-0006
ボックス類		1	式			別紙 00-0007
配線器具		1	式			別紙 00-0008
電動機結線		1	式			別紙 00-0009
はつり工事		1	式			別紙 00-0010

電気設備工事 細目別内訳

9

[illegible]

[illegible]

電気設備工事		電気設備		電気設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
配管配線		1	式			別紙 00-0001
ねじなし電線管 (E)	露出配管 31mm	7	m			
ねじなし電線管 (E)	露出配管 39mm	41	m			
ねじなし電線管 (E)	露出配管 51mm	18	m			
厚鋼電線管 (G)	露出配管 36mm	5	m			
厚鋼電線管 (G)	露出配管 42mm	45	m			
厚鋼電線管 (G)	露出配管 54mm	93	m			
厚鋼電線管 (G)	露出配管 70mm	58	m			
600V耐燃性φ 75φ シールド電線 (EM-IE)	2mm2	11	m			
600V耐燃性φ 75φ シールド電線 (EM-IE)	3.5mm2	129	m			
600V耐燃性φ 75φ シールド電線 (EM-IE)	5.5mm2	421	m			
600V耐燃性φ 75φ シールド電線 (EM-IE)	8mm2	11	m			
600V耐燃性φ 75φ シールド電線 (EM-IE)	14mm2	35	m			
600V耐燃性φ 75φ シールド電線 (EM-IE)	22mm2	4	m			
計						

電氣設備工事 別紙明細

[illegible]

逸見総合管理センター空調設備更新電気設備工事
電気設備工事 別紙明細

13

電気設備工事		電気設備		電気設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
EM-CEケーブル		1	式			別紙 00-0003
EM-CEケーブル	3.5mm2- 3C 管内	7	m			
EM-CEケーブル	3.5mm2- 3C ラック	4	m			
EM-CEケーブル	8mm2- 3C 管内	16	m			
EM-CEケーブル	8mm2- 3C ラック	5	m			
EM-CEケーブル	14mm2- 3C 管内	71	m			
EM-CEケーブル	14mm2- 3C ラック	36	m			
EM-CEケーブル	22mm2- 3C 管内	122	m			
EM-CEケーブル	22mm2- 3C ラック	37	m			
EM-CEケーブル	38mm2- 3C 管内	197	m			
EM-CEケーブル	38mm2- 3C ラック	49	m			
EM-CEケーブル	60mm2- 3C 管内	22	m			
EM-CEケーブル	60mm2- 3C ラック	8	m			
計						

電気設備工事 別紙明細

14

電気設備工事		電気設備		電気設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
EM-CETケーブル		1	式			別紙 00-0004
EM-CETケーブル	150mm2 管内	1	m			
EM-CETケーブル	150mm2 二重天井・床内、ビット・トラフ内	46	m			
EM-CETケーブル	150mm2 ラック	64	m			
計						
EM-FPCケーブル		1	式			別紙 00-0005
EM-FP-Cケーブル	2mm2- 2C 管内	14	m			
EM-FP-Cケーブル	2mm2- 2C ラック	24	m			
EM-FP-Cケーブル	14mm2- 3C 管内	28	m			
EM-FP-Cケーブル	14mm2- 3C ラック	12	m			
EM-FP-Cケーブル	60mm2- 3C 管内	6	m			
EM-FP-Cケーブル	60mm2- 3C 二重天井・床内、ビット・トラフ内	46	m			
EM-FP-Cケーブル	60mm2- 3C ラック	70	m			
計						

逸見総合管理センター空調設備更新電気設備工事
電気設備工事 別紙明細

15

電気設備工事		電気設備		電気設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
メタルモール		1	式			別紙 00-0006
1種金属線び(MM1)	A型(25.4mm)	13	m			
1種金属線び(MM1) 附属品	A型(25.4mm) コーナーボックス	7	個			
1種金属線び(MM1) 附属品	A型(25.4mm) 1個用スイッチボックス	7	個			
計						
ボックス類		1	式			別紙 00-0007
アルボックス 鋼板製	300×300×200 ET付	1	個			
アルボックス SUS-WP	400×400×300 ET付	3	個			
アルボックス SUS-WP	400×400×400 ET付	1	個			
アルボックス SUS-WP	500×500×300 ET付	3	個			
金属製 アウトレットボックス (カバー付)ボックス共	中四角 浅型 D44	2	個			
計						

電気設備工事 別紙明細

16

電気設備工事		電気設備		電気設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
配線器具		1	式			別紙 00-0008
コンセント (金属プレート付)	連用形2P15A×1 (接地極付) 125V	3	個			
コンセント (金属プレート付)	2P20A×1 (プラグ共) 250V	4	個			
計						
電動機結線		1	式			別紙 00-0009
電動機結線	直入始動方式	21	台			
電動機結線	直入始動方式以外	1	台			
計						
はつり工事		1	式			別紙 00-0010
金属短管貫通処理 (壁・床共用)	(25)	1	か所			
金属短管貫通処理 (壁・床共用)	(51)	1	か所			
計						

[illegible]

電氣設備工事 別紙明細

電気設備工事		電気設備		電気設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
取外再取付		1	式			別紙 00-0012
600V絶縁電線 取外し	2mm2 × 1本 再使用する	211	m			
EM-CEケーブル 取外し	3.5mm2-3C 管内 再使用する	158	m			
EM-CEケーブル 取外し	3.5mm2-3C ケーブルラック 再使用する	53	m			
LED照明器具 取外し	LEDスクエアライト埋込形 1000×1000 取付枠共 再使用する	3	個			
LED照明器具 取外し	LEDスクエアライト埋込形 930×1280 取付枠共 再使用する	3	個			
LED照明器具 取外し	LEDハーフライト埋込形 300×1250 再使用する	16	個			
LED照明器具 取外し	LEDハーフライト非常照明付埋込形 300×1250 再使用する	7	個			
LED照明器具 取外し	LEDダウンライト埋込形 φ150 再使用する	4	個			
LED照明器具 取外し	LEDダウンライト非常照明埋込形 φ150 再使用する	8	個			
スピーカー 取外し	埋込形 φ200 再使用する	2	個			
スポット型感知器 取外し	差動式 再使用する	3	個			
煙感知器 取外し	露出形 再使用する	6	個			
無線LANアクセスポイント 取外し	露出形 再使用する	1	個			
計						

電気設備工事		電気設備		電気設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
撤去費	運搬費含む	1	式			別紙 00-0013
電灯分電盤 LA-1 撤去	屋内壁掛形 鋼板製 再使用しない 主幹 ELCB3P 100AF/60AT 分岐 MCCB2P 50AF/20AT×4 予備入 [○] -2×6	1	面			
蛍光灯器具 撤去	露出形 FL 20W ×1 再使用しない	6	個			
配線用遮断器 撤去	MCCB2P 50AF/20AT 再使用しない	1	個			
漏電遮断器 撤去	ELCB3P 50AF/20AT 再使用しない	1	個			
ねじなし電線管 撤去	(E19) 再使用しない	9	m			
ねじなし電線管 撤去	(E25) 再使用しない	7	m			
ねじなし電線管 撤去	(E39) 再使用しない	9	m			
ねじなし電線管 撤去	(E51) 再使用しない	36	m			
厚鋼電線管 撤去	(G22) 再使用しない	106	m			
厚鋼電線管 撤去	(G36) 再使用しない	7	m			
厚鋼電線管 撤去	(G42) 再使用しない	45	m			
厚鋼電線管 撤去	(G54) 再使用しない	21	m			
厚鋼電線管 撤去	(G70) 再使用しない	38	m			

電気設備工事 別紙明細

電気設備工事		電気設備		電気設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
撤去費	運搬費含む	1	式			別紙 00-0013
600V絶縁電線 撤去	1.6mm × 1本 再使用しない	20	m			
600V絶縁電線 撤去	2.0mm × 1本 再使用しない	19	m			
600V絶縁電線 撤去	3.5mm2 × 1本 再使用しない	96	m			
600V絶縁電線 撤去	5.5mm2 × 1本 再使用しない	624	m			
600V絶縁電線 撤去	8mm2 × 1本 再使用しない	11	m			
600V絶縁ケーブル 撤去	2.0mm-3C 管内 再使用しない	9	m			
600V絶縁ケーブル 撤去	2.0mm-3C 二重天井・床内、ビット・トラフ内 再使用しない	750	m			
600Vφポリエチレンケーブル 撤去	CV2mm2-2C 管内 再使用しない	5	m			
600Vφポリエチレンケーブル 撤去	CV2mm2-2C ケーブルラック 再使用しない	7	m			
600Vφポリエチレンケーブル 撤去	CV3.5mm2-2C 管内 再使用しない	19	m			
600Vφポリエチレンケーブル 撤去	EM-CE2mm2-3C 管内 再使用しない	7	m			
600Vφポリエチレンケーブル 撤去	EM-CE2mm2-3C ケーブルラック 再使用しない	4	m			
600Vφポリエチレンケーブル 撤去	EM-CE5.5mm2-4C 管内 再使用しない	5	m			
600Vφポリエチレンケーブル 撤去	EM-CE5.5mm2-4C ケーブルラック 再使用しない	7	m			

逸見総合管理センター空調設備更新電気設備工事
電気設備工事 別紙明細

21

電気設備工事		電気設備		電気設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
撤去費	運搬費含む	1	式			別紙 00-0013
600Vボリエレンケーブル 撤去	EM-CET14mm2 管内 再使用しない	85	m			
600Vボリエレンケーブル 撤去	EM-CET14mm2 ケーブルラック 再使用しない	34	m			
600Vボリエレンケーブル 撤去	EM-CET22mm2 管内 再使用しない	262	m			
600Vボリエレンケーブル 撤去	EM-CET22mm2 ケーブルラック 再使用しない	78	m			
600Vボリエレンケーブル 撤去	EM-CET38mm2 管内 再使用しない	43	m			
600Vボリエレンケーブル 撤去	EM-CET38mm2 ケーブルラック 再使用しない	11	m			
600Vボリエレンケーブル 撤去	EM-CET60mm2 管内 再使用しない	32	m			
600Vボリエレンケーブル 撤去	EM-CET60mm2 ケーブルラック 再使用しない	8	m			
600Vボリエレンケーブル 撤去	CVT150mm2 管内 再使用しない	1	m			
600Vボリエレンケーブル 撤去	CVT150mm2 ビッド内 再使用しない	46	m			
600Vボリエレンケーブル 撤去	CVT60mm2 ケーブルラック 再使用しない	64	m			
低圧耐火ケーブル 撤去	FPC2mm2-2C 管内 再使用しない	9	m			
低圧耐火ケーブル 撤去	FPC2mm2-2C ケーブルラック 再使用しない	17	m			
低圧耐火ケーブル 撤去	FPC8mm2-3C 管内 再使用しない	28	m			

電気設備工事 別紙明細

22

電気設備工事		電気設備		電気設備		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
撤去費	運搬費含む	1	式			別紙 00-0013
低圧耐火ケーブル 撤去	FPC8mm2-3C ケーブルラック 再使用しない	12	m			
低圧耐火ケーブル 撤去	FPC38mm2-3C 管内 再使用しない	5	m			
低圧耐火ケーブル 撤去	FPC38mm2-3C ケーブルラック 再使用しない	7	m			
低圧耐火ケーブル 撤去	FPC60mm2-3C 管内 再使用しない	1	m			
低圧耐火ケーブル 撤去	FPC60mm2-3C ビッド内 再使用しない	46	m			
低圧耐火ケーブル 撤去	FPC60mm2-3C ケーブルラック 再使用しない	63	m			
アルボックス 撤去	鋼板製 400×400×400 ET付 再使用しない	2	個			
アルボックス 撤去	鋼板製 600×600×600 ET付 再使用しない	1	個			
アルボックス 撤去	SUS-WP 300×300×300 ET付 再使用しない	6	個			
アルボックス 撤去	SUS-WP 400×300×300 ET付 再使用しない	3	個			
発生材運搬	4tダンプ車 片道距離概ね25km	1	回			
計						

[illegible]

[illegible]

発生残材額 明細

[illegible]

[illegible]

発生残材額 別紙明細

[illegible]

仕分け 1 内訳

1

公開						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電気設備工事	電気設備工事 電気設備 電気設備					
電灯分電盤 LA-1	屋内壁掛形 銅板製 主幹 MCCB3P 100AF/75AT 分岐 ELCB2P 50AF/20AT×12	1	面	516,000	516,000	
LED照明器具	コーナライト40形 3000lm程度	6	個	30,200	181,200	
計					697,200	